

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【公表番号】特表2015-531737(P2015-531737A)

【公表日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-068

【出願番号】特願2015-527856(P2015-527856)

【国際特許分類】

C 0 4 B 28/02 (2006.01)

C 0 4 B 14/28 (2006.01)

C 0 4 B 16/06 (2006.01)

C 0 4 B 22/08 (2006.01)

C 0 4 B 22/14 (2006.01)

C 0 4 B 24/04 (2006.01)

C 0 4 B 24/26 (2006.01)

C 0 4 B 24/30 (2006.01)

C 0 4 B 24/18 (2006.01)

C 0 4 B 41/65 (2006.01)

E 0 4 G 23/02 (2006.01)

C 0 4 B 111/72 (2006.01)

【 F I 】

C 0 4 B 28/02

C 0 4 B 14/28

C 0 4 B 16/06 A

C 0 4 B 22/08 B

C 0 4 B 22/14 D

C 0 4 B 24/04

C 0 4 B 24/26 C

C 0 4 B 24/26 A

C 0 4 B 24/26 E

C 0 4 B 24/30 B

C 0 4 B 24/18 A

C 0 4 B 41/65

E 0 4 G 23/02 B

C 0 4 B 111:72

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月12日(2016.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

( i ) モルタル構造物若しくはセメント構造物中で鋼の腐食を防止する、( i i ) モルタル構造物若しくはセメント構造物中の損傷、クラック、キズ及び空洞に対して補修、充填及び/又は吹き付けを行う、及び/又は( i i i ) モルタル表面若しくはコンクリート表面を舗装する、被覆する及び/又は保護するための、多目的のモルタル組成物又は多目

的のセメント組成物であって、

セメント系バインダの少なくとも1種と、

フィラー及び砂の、少なくとも1種と、

を含む、

多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項2】

繊維成分の少なくとも1種を含む、

請求項1に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項3】

ポリマーの少なくとも1種、再分散性ポリマーの少なくとも1種又はコポリマーの少なくとも1種を含む、

請求項1又は2に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項4】

繊維成分の少なくとも1種と、

腐食防止剤の少なくとも1種と、

ポリマーの少なくとも1種、再分散性ポリマーの少なくとも1種又はコポリマーの少なくとも1種と、

を含む、

請求項1～3のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項5】

セメント系バインダの少なくとも1種を15%～40%と、

フィラー及び砂の、少なくとも1種を50%～80%と、

繊維成分の少なくとも1種を0.05%～1.2%と、

腐食防止剤の少なくとも1種を0.05%～3.2%と、

ポリマーの少なくとも1種、再分散性ポリマーの少なくとも1種又はコポリマーの少なくとも1種を0.1%～3.5%と、

を（組成物の全重量に対して計算される重量%で）含み、

ここで、前記成分の重量%の合計が100%である、

請求項1～4のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項6】

消泡剤の少なくとも1種と、

繊維成分の少なくとも1種と、

腐食防止剤の少なくとも1種と、

可塑剤の少なくとも1種又は超可塑剤の少なくとも1種と、

促進剤の少なくとも1種と、

収縮低減剤の少なくとも1種と、

ポリマーの少なくとも1種、再分散性ポリマーの少なくとも1種又はコポリマーの少なくとも1種と、

を含む、

請求項1～5のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項7】

セメント系バインダの少なくとも1種を15%～40%と、

フィラー及び砂の、少なくとも1種を50%～80%と、

消泡剤の少なくとも1種を0.05%～1.5%と、

繊維成分の少なくとも1種を0.05%～1.2%と、

腐食防止剤の少なくとも1種を0.05%～3.2%と、

可塑剤の少なくとも1種又は超可塑剤の少なくとも1種を0.05%～1.2%と、

促進剤の少なくとも1種を0.1%～3.5%と、  
収縮低減剤の少なくとも1種を0.1%～4.2%と、  
ポリマーの少なくとも1種、再分散性ポリマーの少なくとも1種又はコポリマーの少なくとも1種を0.1%～3.5%と、  
を(組成物の全重量に対して計算される重量%で)含み、  
ここで、前記成分の重量%の合計が100%である、  
請求項1～6のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項8】

前記ポリマー、前記再分散性ポリマー及び前記コポリマーが、ポリ酢酸ビニル及びポリビニルエステル、並びにこれらの混合物から選択される、請求項7に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項9】

前記セメント系バインダが、ポルトランドセメント、アルミン酸カルシウムセメント(CAC)、スルホアルミネートセメント、石膏系バインダ、石灰、消石灰、シリカフェーム、又はそれらの混合物である、請求項1～8のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項10】

前記フィラー又は砂が、0.05mm～1.5mmのふるい分け曲線を有する珪砂若しくはフィラー、石灰質フィラー、沈降性超微細炭酸カルシウム、又はそれらの混合物である、請求項1～9のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項11】

前記繊維成分が、ポリオレフィン繊維、ニトリル、ポリビニルアルコール(PVA)、耐アルカリ保護を有する若しくは有しないガラス、セルロース、亜麻若しくは麻繊維成分、又はそれらの混合物である、請求項1～10のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項12】

前記腐食防止剤が、亜硝酸ナトリウム、亜硝酸カルシウム、亜硝酸ジシクロヘキシルアミン、安息香酸モノエタノールアミン、安息香酸エタノールアミン、エタノールアミン、ジエタノールアミン、N,N-ジメチルエタノールアミン、トリス(ヒドロキシメチル)アミノメタン、又はそれらの混合物である、請求項1～11のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項13】

前記腐食防止剤が、亜硝酸ナトリウム、亜硝酸カルシウム、亜硝酸ジシクロヘキシルアミン、又はそれらの混合物である、請求項1～11のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項14】

前記可塑剤又は超可塑剤が、リグノスルホネート、メラミンホルムアルデヒド、又はそれらの混合物である、請求項1～13のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項15】

前記促進剤が、亜硝酸塩、硝酸塩、又はそれらの混合物である、請求項1～14のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項16】

前記収縮低減剤が、被覆石灰、アルミニウム粉末、アゾジカルボンアミド、又はそれらの混合物である、請求項1～15のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物。

【請求項17】

請求項1～16のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント

組成物と、前記多目的のモルタル組成物又は前記多目的のセメント組成物の重量に対して、13.60重量%～20.40重量%の水とを含む、湿式のモルタル組成物又は湿式のセメント組成物。

**【請求項18】**

前記多目的のモルタル組成物又は前記多目的のセメント組成物の重量に対して、13.60重量%～16.00重量%、16.40重量%～18.40重量%又は19重量%の水を含む、請求項17に記載の湿式のモルタル組成物又は湿式のセメント組成物。

**【請求項19】**

請求項1～16のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物、又は請求項17若しくは18に記載の湿式のモルタル組成物又は湿式のセメント組成物の、(i)モルタル構造物若しくはセメント構造物中で鋼の腐食を防止する、(ii)モルタル構造物若しくはセメント構造物中の損傷、クラック、キズ及び空洞に対して補修、充填及び/又は吹き付けを行う、及び/又は(iii)モルタル表面若しくはコンクリート表面を舗装する、被覆する及び/又は保護するための使用。

**【請求項20】**

請求項1～16のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物、又は請求項17若しくは18に記載の湿式のモルタル組成物又は湿式のセメント組成物を調製する方法であって、全ての前記成分と一緒に混合配合することにより、調製する方法。

**【請求項21】**

請求項1～16のいずれか一項に記載の多目的のモルタル組成物又は多目的のセメント組成物、又は請求項17若しくは18に記載の湿式のモルタル組成物又は湿式のセメント組成物を使用することにより、

(i)モルタル構造物若しくはセメント構造物中で鋼の腐食を防止することと、

(ii)モルタル構造物若しくはセメント構造物中の損傷、クラック、キズ及び空洞に対して補修、充填及び/又は吹き付けを行うことと、

(iii)モルタル表面若しくはコンクリート表面を舗装する、被覆する及び/又は保護することと、

を含む方法。